

ホットニュース

「下請代金の支払手段について」の要請

詳しくは、**令和3年4月7日付 事務総長定例会見記録**

(https://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/2021/apr_jun/210407.html にリンク)

※ 下請代金の支払の更なる適正化を図るため、「下請代金の支払手段について」という要請文を関係事業者団体に発出し、親事業者に対して要請しました。

※ 以下の3点について、おおむね3年以内を目途として可能な限り速やかに実施することを要請しました。

- ① 下請代金をできる限り現金で支払うこと
- ② 下請代金を手形等により支払う場合には、手形等の現金化に係る割引料等のコストを下請事業者には負担させることがないように、当該コスト等を示して、下請代金の額を十分協議すること
- ③ 手形等のサイトを60日以内とすること

問い合わせ先：公正取引委員会事務総局経済取引局
取引部企業取引課
電話 03-3581-1882(直通)